

播磨町電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号。以下「規則」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、電子入札の運用及びこれに関する手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 規則第73条第1項第4号に規定する電子入札システムのうち兵庫県電子入札共同システムをいう。
- (2) 電子入札 播磨町（以下「町」という。）が電子入札システムを使用して実施する入札をいう。
- (3) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (4) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (5) 送信 電子入札システムを使用して電磁的記録を送達することをいう。
- (6) 紙入札 入札書を、所定の日時までに直接提出し、又は町が指定する方法により提出することにより執行される入札をいう。
- (7) 電子入札書 案件名、入札金額及び入札者の名前等について、電子署名を施した上で送信される入札に関する情報をいう。

(参加資格)

第3条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該電子入札に関し、町の入札参加資格を有すること。
- (2) 町が発行する電子入札システムに係るID及びパスワードを取得していること。
- (3) 電子入札システムにおける利用者登録が完了していること。
- (4) その他入札公告等で規定する要件を備えていること。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 契約担当者（規則第2条第7号に規定する者をいう。以下同じ。）が電子入札に使用するICカードは、地方公共団体における組織認証基盤（L G P K I）が発行するものとする。

2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条に基づき、主務大臣の認証を受けた特定認証業務を行う者が発行したもの

- (2) 町の入札参加資格者名簿に登載された者の代表者又は受任者（以下「代表者等」という。）の名義で取得したもので、当該ＩＣカード情報を電子入札システムに登録したもの
- (3) 入札参加者が共同企業体である場合は、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、当該ＩＣカード情報を電子入札システムに登録したもの
- 3 入札参加者は、ＩＣカード情報の登録に変更が生じた場合は、直ちに当該登録内容を変更しなければならない。
- 4 入札参加者がＩＣカードを不正に使用した場合は、当該入札参加者が行った入札は、無効とする。

（案件登録）

第5条 契約担当者は、電子入札により行うこととした案件について、電子入札システムに案件登録を行うものとする。

- 2 案件登録の内容は、案件の概要、案件の詳細、電子入札の実施に係る期間及び開札日時とする。
- 3 案件登録後、登録内容に錯誤が認められた場合において当該内容を修正する必要があるときは、直ちに錯誤が認められた案件を削除し、改めて電子入札システムに案件登録を行うものとする。

（開札日時の変更）

第6条 契約担当者は、入札執行上の都合により、入札の期間、開札の日時等を変更する必要が生じたときは、入札参加者に対し、電子入札システム内の日時変更通知書により通知するものとする。この場合において、契約担当者は、必要と認めるときは、電話等により併せて連絡を行うものとする。

（紙入札への変更）

第7条 契約担当者は、町の使用に係る電子計算機に生じた障害、天災又は広域的停電等のために電子入札システムを使用することができない場合は、入札方法を電子入札から紙入札に変更することができる。

（入札参加申込に伴う手続き）

第8条 電子入札システムによる入札参加申込は、制限付き一般競争入札（事後審査型）参加申込書（以下「申込書」という。）を送信することにより行うものとする。

（電子入札システムによる資料提出）

第9条 入札参加者は、契約担当者に入札参加資格確認資料、積算内訳書等の資料（以下「提出資料」という。）を提出するときは、当該資料に係るファイルを送信するものとする。

- 2 入札参加者が提出資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出する資料を保存するファイル形式は、次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時にファイルの内容が損なわれる機能を使用してはならない。

アプリケーションソフト	ファイル形式
-------------	--------

Microsoft Word	Word形式
Microsoft Excel	Excel形式
Adobe Acrobat	PDF形式

- 3 提出資料に係るファイルを圧縮する場合は、ZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式を用いてはならない。
- 4 契約担当者は、提出資料に係るファイルにコンピューターウィルスその他の不正プログラムの混入があることが判明した場合は、次のとおり対応する。
- (1) 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した入札参加者と再提出の方法を協議する。
 - (2) 完全にウイルス等の不正プログラムを駆除することができない場合は、電子入札システムによる再提出を認めない。
- (郵送等による資料提出)

第10条 契約担当者は、次に掲げる提出資料については、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）により提出させることができる。

- (1) ファイルの容量が3メガバイトを超えるもの
- (2) 前条第4項に規定する場合において、ウイルス等の駆除又は電磁的記録の復旧が不可能であると判断したもの
- (3) 特別共同企業体に係る協定書
- (4) 共同企業体の各構成員から代表構成員に対する委任状
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が郵送等による提出を指定したもの
(紙入札の承認)

第11条 電子入札によるものとした入札において、紙入札による参加を希望する入札参加者は、電子入札によることができない理由を明らかにした紙入札承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町が定める期日までに提出し、その承認を得なければならぬ。

- 2 契約担当者は、前項の規定により提出された申請書の内容を審査し、次のいずれかに該当すると認めるときは、紙入札による参加を承認することができる。
- (1) ICカードの更新又は再発行の手続中であり、当該手続中であることが証明できるとき。
 - (2) 暗証番号の誤入力により、電子入札システムの使用が停止されたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があり、かつ、入札執行の手続きに支障がないと町が認めるとき。
- 3 契約担当者は、紙入札による参加の適否を決定したときは、紙入札承認・却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 4 契約担当者は、紙入札による参加を承認するときは、次に掲げる事項を除き、入札に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とする。ただし、申請書が提出されるまでの間に電子入札システムにより申込書及び提出資料を受け付けた場合は、当該申込書及び提

出資料を有効なものとして取り扱い、第1号の規定は適用しない。

- (1) 申込書及び提出資料を契約担当者が指定した日時及び場所に提出すること。
- (2) 入札書及び積算内訳書等をそれぞれ別の封筒に封入し、契約担当者が指定した日時及び場所に提出すること。
- (3) 入札書の記名押印は、入札参加者名簿に登載された者の代表者等のうち契約の名義人となる者の記名押印とすること。
- (4) 入札書には入札金額及び電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）に係るくじ番号等の必要事項を記載すること。

（入札の辞退）

第12条 入札参加者は、電子入札書受付締切日時前で、かつ、電子入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信することにより入札を辞退することができる。

- 2 前項の場合において、緊急その他やむを得ない事由があるとき又は電子入札書の送信後に入札手続を継続し難い特別な事由が発生したときは、あらかじめ電話等の確実な方法により契約担当者に連絡し、事後に辞退届その他必要な書面を提出することで、辞退届の送信に代えることができる。
- 3 電子入札書受付締切日時までに電子入札書の送信がなく、かつ、第1項の規定による辞退届の送信又は前項に規定による辞退届の提出がない入札参加者については、電子入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があつたものとみなす。

（入札に関する情報の提出後の取扱い）

第13条 契約担当者は、入札に関する情報（紙入札の場合は、入札書をいう。以下同じ。）の提出後においては、当該入札に関する情報の書換え、引換え又は撤回をすることを認めない。

- 2 契約担当者は、入札に関する情報が提出された後、当該入札に関する情報を提出した者が当該入札に参加するために必要な条件を満たさなくなった場合又はその他の当該入札に係る契約の相手方となることができない事由が生じた場合は、当該入札に参加する資格のないものとして当該入札を無効の扱いとする。この場合において、当該入札書を提出した者は、当該入札に係る開札予定日時までにその旨を町に届け出なければならない。

（入札書受信確認通知の保管）

第14条 電子入札書を送信した入札者は、当該送信をした証拠として、電子入札システムから通知される入札書受信確認通知を保管しなければならない。

（電子入札書受付締切り）

第15条 契約担当者は、入札者に入札締切通知書を送信するとともに、入札者の業者詳細情報を保管するものとする。

（積算内訳書等の確認）

第16条 契約担当者は、積算内訳書等の内容確認のために必要な時間を勘案した上で、電子入札書受付締切日時後から開札前までの間に、内容確認を行うものとする。

（開札状況に関する情報提供）

第17条 契約担当者は、開札の手続に時間要する場合は、開札状況を入札者に通知する。

（開札の手順）

第18条 契約担当者は、開札日時を経過したときは、速やかに開札の手続を開始するものとする。

- 2 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札者がある場合は、当該者又は町の職員2名を開札に立ち会わせた上で、事前に提出された入札書の入った封筒を開封する。
- 3 契約担当者は、紙入札による参加を承認された入札者に係る入札金額等を電子入札システムに入力する。
- 4 契約担当者は、入札に使用されたICカードが入札参加資格者名簿に登載された者の代表者等が取得したものであることを確認するものとする。
- 5 契約担当者は、前項の確認を終えた後、電子入札システムに予定価格等を入力し、一括開札を行う。

(落札決定)

第19条 契約担当者は、落札者を決定したときは、電子入札を執行した担当者の電子署名(以下「執行担当署名」という。)を付加した落札決定通知書を入札参加者に送信するものとする。

(落札決定の保留)

第20条 契約担当者は、開札後に提出資料の内容を審査するために落札決定を保留したときは、執行担当署名を付加した落札保留通知書を入札参加者に通知するものとする。

(くじ引きによる決定)

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者(落札決定を保留する場合にあっては、落札候補者)を決定する。

(再度の入札等)

第22条 契約担当者は、開札の結果、落札者となるべき者がいない場合において、再度電子入札を執行する必要があるときは、入札者にその旨を送信するものとする。

- 2 再度電子入札を執行する場合において、紙入札を行った者は、再度入札書を、契約担当者が指定した日時及び場所に提出すること。
- 3 第12条及び第18条から前条までの規定は、再度電子入札を執行する場合に準用する。
- 4 再度電子入札の執行回数は、原則として1回とする。
- 5 契約担当者は、再度電子入札を執行した場合において、落札者となるべき者がいないときは、電子入札を打ち切る。入札者がいなくなったときも同様とする。
- 6 契約担当者は、前項の規定により電子入札を打ち切る場合は、入札者にその旨を通知するものとする。
- 7 契約担当者は、第5項前段の場合において、町長が必要と認めたときは、随意契約の締結に向け、当該随意契約の相手方になり得る者にその旨を通知するものとする。

(開札結果の公表)

第23条 開札結果の公表は、紙入札の場合に準ずるものとする。

(その他)

第24条 この基準で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。